

平成22年 4月 1日規程第74号  
(平成24年 7月20日一部改正)  
(平成25年 9月27日一部改正)  
(平成26年 8月 8日一部改正)  
(平成27年 4月 1日一部改正)

## 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター競争的研究資金等取扱規程

### (目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター（以下「センター」という。）における公的研究費等の管理に関して必要な事項を定め、もって、公的研究費等の適正な取り扱いを確保することを目的とする。

### (対象となる研究費)

第2条 この規程における公的研究費等とは、各省各庁、独立行政法人及び地方公共団体等から配分される競争的研究資金等に加え、企業における自己資金を原資とした受託研究費等、公益財団法人等の民間団体から助成される研究資金であって、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的研究資金を中心とした公募型の研究資金
- (2) 厚生労働科学研究費
- (3) 日本医療研究開発機構研究費
- (4) 公益財団法人等より研究助成のために交付される財団等研究費
- (5) その他総長が事務委任を行うことを承諾した研究費等

### (最高管理責任者)

第3条 公的研究費等の運営・管理についてセンター全体を統括する権限を有し、最終責任を負う者として最高管理責任者を置く。

- 2 最高管理責任者は、総長をもって充てる。
- 3 最高管理責任者は、統括管理責任者及び管理責任者が公的研究費等の運営・管理を適切に行うことができるよう、率先して不正防止に努めるとともに、必要な措置を講じるものとする。

### (統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営・管理についてセンター全体

を統括する実質的な責任と権限を持つ者として、統括管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は、企画経営部長をもって充てる。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 センターの各組織における公的研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者として、コンプライアンス推進責任者を置く。

2 コンプライアンス推進責任者は、別表の組織区分ごとに、同表のコンプライアンス推進責任者欄に掲げる者とする。

3 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、その実施状況を確認するとともに、統括管理責任者に報告する。

(研究倫理責任者の設置)

第6条 センターの各組織における研究倫理に関する教育の実施、研究者等に研究倫理に関する知識を定着、更新させるため、研究倫理責任者を置く。

2 研究倫理責任者は第5条に定めるコンプライアンス責任者を充てる。

3 研究倫理責任者は、自ら又は若手研究員が所属する職員によって、若手研究者に対し研究活動の不正防止に関する適切な支援、助言を行うものとする。

(資金執行上の責任)

第7条 公的研究費等の執行上の責任者は、当該公的研究費等の交付を受けた研究者及び当該研究者から枠を限定して配分を受けた者とする。

(行動規範)

第8条 最高管理責任者は、センター職員の行動規範を策定するものとする。

2 最高管理責任者は、センター職員に対して、不正行為の防止について意識向上を図るため、研修会の開催その他の必要な措置を講じるものとする。

(不正防止計画)

第9条 最高管理責任者は、公的研究費等の適正な使用を徹底し、不正防止に向けた運営・管理体制を整備するため、不正防止計画を策定するものとする。

2 コンプライアンス推進責任者、その他のセンター職員は、不正防止計画の実施を図らなければならない。

3 統括管理責任者は、毎年度、不正防止計画の実施状況をとりまとめ、最高管理責任者に報告するとともに、必要に応じて、コンプライアンス推進責任者その他のセンター職員に対して改善を指導するものとする。

4 研究倫理教育責任者は、不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するため、研究者等に求められる倫理規範を習得等させるため、研究倫理教育を定期的実施するものとする。

- 5 第2条(1)から(6)に掲げる公的研究費等の交付申請を行うに当たっては、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター公的研究費不正使用防止計画に定める「誓約書」を提出するものとする。
- 6 上記5において、「誓約書」提出のない場合、センターは当該研究者に係る競争的資金の管理を行わないものとする。

#### (不正防止の推進)

第10条 監査室は、センター全体の観点から不正防止計画の推進を担当するものとする。

2 監査室は、不正防止を推進するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 不正防止計画の実施を推進し、関係部局と協力して不正発生要因に対する改善策を講じること
- (2) センター職員への行動規範の周知及び徹底を図るための方策を講じること
- (3) その他必要な事項に関すること

#### (公的研究費等の適切な運営・管理)

第11条 最高管理責任者は、センターの役割や中長期計画を十分に踏まえ、公的研究費等による研究を選定するものとする。

2 公的研究費等の公募等に応募をしようとするもの予め、センターの役割や中長期目標との整合性を確認するため、様式1を総長に提出することとする。

3 統括管理責任者は、公的研究費等の適正な運営・管理のために、必要に応じて各部局の長と協力して、次の各号に掲げる事項について必要な措置を講じるものとする。

- (1) 予算の執行状況及び研究計画の遂行状況の検証に関すること
- (2) 支出財源の明確化及び予算執行状況の把握に関すること
- (3) 研究者と業者の癒着を防止する対策に関すること
- (4) 有効に機能する発注・検収業務の仕組みの構築・運営に関すること
- (5) 納品検収、非常勤雇用者の勤務状況確認その他の研究費管理体制の整備に関すること

#### (経理事務の準拠規則)

第12条 公的研究費等に係る契約、旅費支給、給与・謝金支給等の経理に関する取扱いは、別に定める場合のほか、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター会計規程(平成22年規程第38号)及び同規程に基づく要領等の規定に準じて取り扱うものとする。

#### (相談受付窓口)

第13条 センターにおける公的研究費等の使用に関する制度、ルール、事務処理手続き等に関するセンター内外からの相談受付窓口を、研究医療課に置く。

- 2 相談受付窓口の長は、公的研究費等に係る事務処理手続きに関して、センター職員へ分かりやすい形で周知を図るものとする。
- 3 相談受付窓口の長は、相談受付窓口の場所、連絡先、受付の方法等について、センターのホームページ等を通じてセンター内外に周知するものとする。

(不正行為相談受付窓口)

- 第14条 センターにおける公的研究費等の使用・管理に関する告発、又は告発の意思を明示しない相談を受け付ける不正行為相談・通報窓口（以下、「相談窓口」という。）を、監査室に置く。
- 2 相談窓口の長は、相談窓口の場所、連絡先、受付の方法等について、センターのホームページ等を通じてセンター内外に周知するものとする。
  - 3 相談窓口の長は、不正行為に関する告発を受けたときは、速やかに、最高管理責任者に報告しなければならない。
  - 4 最高管理責任者は、前項の報告を受けた場合その他の場合であって、必要があると認めるときは、次条に規定する研究活動規範委員会を招集し、公的研究費等の管理等に関する調査を行うものとする。
  - 5 この規定に基づき通報を行った者については、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター内部通報事務手続規程（平成22年規程第57号）の規定を準用する。

(研究活動規範委員会)

- 第15条 センターにおける公的研究費等に係る不正行為に対処する機関として、研究活動規範委員会（以下「規範委員会」という。）を設置する。
- 2 規範委員会の構成その他規範委員会に関し必要な事項は、最高管理責任者が別に定める。

(モニタリング及び監査体制)

- 第16条 最高管理責任者は、公的研究費等の適正な運営・管理のため、モニタリング及び監査が有効に機能する体制を整備するものとする。
- 2 内部監査は、次の各号に掲げる事項に留意して監査等を実施するものとする。
    - (1) 会計書類の形式的要件等の財務情報に対するチェックのほか、公的研究費等の運営・管理体制の不備について検証を行うこと
    - (2) 不正発生要因に応じた内部監査を実施すること
    - (3) 監事及び会計監査人との連携を強化すること

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年7月20日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成25年9月27日から施行する。

附則

この規程は、平成26年8月8日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表

組織	コンプライアンス推進責任者
研究所	研究所長
認知症先進医療開発センター	認知症先進医療開発センター長
老年学・社会科学研究センター	老年学・社会科学研究センター長
病院	病院長
もの忘れセンター	もの忘れセンター長
長寿医療研修センター	長寿医療研修センター長
治験・臨床研究推進センター	治験・臨床研究推進センター長
バイオバンク	バイオバンク長
事務	財務経理部長